

議案第 4 号

令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について

令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書(案)について、次のとおり提案します。

記

- ・ 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書(案)のとおり

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	みやま市地域公共交通活性化協議会
住 所	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者氏名	（会長選任後記載します）

地域公共交通計画認定申請書（案）

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 日

(名称) みやま市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するＪＲ鹿児島本線が南北に縦断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が並走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線（瀬高・柳川線）のみ、ＪＲ瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障がいがある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的とした福祉バスを市内全域で運行していた。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられ、平成30年3月より定時定路線型バス（市町村有償運送）みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」の運行を開始した。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域を運行することとなり、生活交通手段が確保された。

運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークを形成する必要がある。そのため、鉄道や路線バスとコミュニティバス「くすっぴー号」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性向上を目的として本計画を策定する。

平成 30 年 3 月、人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「みやま市地域公共交通網形成計画」の策定を行い、令和 5 年 3 月に計画期間の満了を迎えたため、次期計画として「みやま市地域公共交通計画」を策定した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市民（主に高齢者等）の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として定め、各路線の利用者数目標を設定する。

令和 6 年度（現状値）

清水・上庄線	1 便あたり 4.12 人
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 3.55 人
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）①	1 便あたり 5.92 人
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）②	1 便あたり 3.46 人
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 4.83 人
山川・瀬高線①	1 便あたり 7.42 人
山川・瀬高線②	1 便あたり 6.66 人
山川・瀬高線③	1 便あたり 0.99 人
高田南部・西部線	1 便あたり 2.99 人
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 1.61 人
山川・高田線（田浦・田尻経由）①	1 便あたり 0.52 人
山川・高田線（田浦・田尻経由）②	1 便あたり 4.52 人

令和 8 年度

清水・上庄線	1 便あたり 5 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）①	1 便あたり 7 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）②	1 便あたり 7 人以上

高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線①	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線②	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線③	1 便あたり 2 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）①	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）②	1 便あたり 3 人以上

令和 9 年度

清水・上庄線	1 便あたり 5 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）①	1 便あたり 7 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）②	1 便あたり 7 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線①	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線②	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線③	1 便あたり 2 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）①	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）②	1 便あたり 3 人以上

令和 10 年度

清水・上庄線	1 便あたり 5 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）①	1 便あたり 7 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）②	1 便あたり 7 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線①	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線②	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線③	1 便あたり 2 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）①	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）②	1 便あたり 3 人以上

（２）事業の効果

本運行により、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバスの利用状況や市民の意見を基にした運行サービスの見直しを検討し、拠点間における移動の利便性向上を図る。（みやま市、交通事業者）
 - ・予約制乗合タクシーの転換を推進する。（みやま市、交通事業者）
 - ・交通拠点での鉄道や路線バスへの乗り継ぎ環境の充実を図る。（みやま市、交通事業者、関係団体）
 - ・高齢者等へのモビリティ・マネジメントを行う。（みやま市、交通事業者、関係団体）
 - ・出前講座や乗り方教室を開催し、公共交通に対する関心の向上を促進する。（みやま市）
 - ・地域活動やイベントなどと連携した公共交通の利用促進を行う。（みやま市）
- （みやま市地域公共交通計画 8-2（P72～84）を参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者へ利用者数を確認。路線ごとの利用者数を測定。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
コミュニティバスの車両の老朽化に伴い、安全・安心な運行に支障が生じないように新規車両を購入する必要がある。そのため令和 4 年 6 月に 1 台、令和 5 年 1 月に 2 台購入し、運行を開始した。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
安全・安心の確保とともに、新規車両の購入により経費削減につなげる。 瀬高・高田線（江浦・浜田・大江経由） 1 便あたり 7 人以上 高田・瀬高線（国道 209 号線） 1 便あたり 7 人以上 山川・瀬高線 1 便あたり 7 人以上
(2) 事業の効果
購入する新車はディーゼルエンジンであり、ガソリンエンジンに比べ耐久性に優れ、故障が少ない。ガソリン車より燃費の良いディーゼル車を購入することで経費の削減につながる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
車両の取得を行う事業者及び車両購入費用の負担者はみやま市である。 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表 6」を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 29 年 1 月 31 日（第 1 回） 協議会設立
- ・平成 29 年 3 月 28 日（第 2 回） 運行内容の協議

- ・平成 29 年 6 月 26 日（第 3 回） 運行内容の協議
- ・平成 29 年 8 月 17 日（第 4 回） 平成 30 年度計画の協議・承認
- ・平成 29 年 10 月 24 日（第 5 回） 運行内容の協議
- ・平成 29 年 12 月 25 日（第 6 回） 運行内容の協議、平成 30 年度計画変更の協議・承認
- ・平成 30 年 1 月 31 日 運行内容についての書面協議、承認
- ・平成 30 年 2 月 22 日（第 7 回） 運行内容の協議
- ・平成 30 年 3 月 26 日（第 8 回） 平成 30 年度計画変更の協議・承認

- ・平成 30 年 6 月 4 日 平成 30 年度計画変更について書面報告
- ・平成 30 年 6 月 25 日（第 9 回） 平成 31 年度計画の協議・承認
- ・平成 30 年 11 月 2 日（第 10 回） 平成 31 年度運行計画の変更の協議（筑後広域公園プール玄関前まで路線延長、一部の系統の運行ダイヤの見直し）
- ・平成 31 年 1 月 10 日（第 11 回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議・承認

- ・令和元年 6 月 21 日（第 1 回） 令和 2 年度計画の協議・承認
- ・令和元年 11 月 11 日（第 2 回） 令和 2 年度運行計画の変更の協議（路線の延長、一部区間廃止、運行ダイヤの見直し）・承認
- ・令和 2 年 1 月 17 日（第 3 回） 令和 2 年度運行計画の変更の協議（運休日の変更）・承認

- ・令和 2 年 6 月 4 日（第 1 回） 令和 3 年度計画の協議・承認
- ・令和 2 年 11 月 24 日（第 2 回） 令和 3 年度運行計画の変更の協議（運行ダイヤの見直し、新規設置）・承認、自動運転の実装化
- ・令和 3 年 1 月（第 3 回・書面開催） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、自動運転の社会実装
- ・令和 3 年 3 月 26 日（第 4 回） 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、自動運転の社会実装及び自家用有償旅客運送の変更申請協議・承認

- ・令和 3 年 6 月 1 日（第 1 回） 令和 4 年度計画の協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の変更について書面報告

・ 令和 3 年 12 月 9 日（第 2 回）	令和 4 年度運行計画の見直し（路線の延長、運行ダイヤの見直し）、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議
・ 令和 4 年 2 月 22 日（第 3 回）	地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、令和 4 年度運行計画の見直しについて（運行ルート、運行ダイヤの見直し）
・ 令和 4 年 6 月 1 日（第 1 回）	令和 5 年度計画の協議・承認
・ 令和 4 年 10 月（第 2 回・書面開催）	令和 5 年度運行計画の変更の協議 （バス停の新規設置）
・ 令和 4 年 12 月 20 日（第 3 回）	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、地域公共交通計画策定に関する協議
・ 令和 5 年 1 月 31 日（第 4 回）	令和 5 年度運行計画の見直し（路線の延長、運行ダイヤの見直し）、地域公共交通計画策定に関する協議
・ 令和 5 年 3 月 28 日（第 5 回）	地域公共交通計画策定に関する協議
・ 令和 5 年 6 月 27 日（第 1 回）	令和 6 年度計画の協議・承認
・ 令和 5 年 11 月 20 日（第 2 回）	令和 6 年度運行計画の見直し（バス停移設）、見直し検討委員会について
・ 令和 6 年 1 月（第 3 回・書面開催）	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議
・ 令和 6 年 2 月 13 日（第 4 回）	自動運転の今後の方針について、予約制乗合タクシーの実証実験について
・ 令和 6 年 3 月 26 日（第 5 回）	自動運転サービスの廃止について、令和 6 年度運行計画の変更について（路線の廃止）
・ 令和 6 年 6 月 6 日（第 1 回）	令和 7 年度計画の協議・承認、予約制乗合タクシーの実証実験について
・ 令和 6 年 11 月 20 日（第 2 回）	予約制乗合タクシー実証実験について
・ 令和 7 年 1 月（第 3 回・書面開催）	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議
・ 令和 7 年 3 月 26 日（第 4 回）	公共交通体系の見直しについて、予約制乗合タクシーについて
・ 令和 7 年 4 月 26 日（第 1 回）	公共交通体系の見直しについて、予約制乗合タクシーについて
・ 令和 7 年 6 月 4 日（第 2 回）	令和 8 年度計画の協議・承認について
19. 利用者等の意見の反映状況	
みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表 7 名に参加いただき、市民や利用者の意見を計画に反映させた。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地

(所 属) みやま市企画部総合政策課

(氏 名) 吉開 光希

(電 話) 0944-64-1550

(e-mail) kotsu@city.miyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
みやま市	みやま市	(1) 清水・上庄線	市立図書館	筑後広域 公園プー ル玄関前	JR瀬高駅	往 38.4km 復 .km	302日	1,208.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(2) 瀬高・高田線(太神・岩 田経由)	市立図書館	岩津郵便 局前	ヨコクラ病院前	往 19.3km 復 .km	302日	1,057.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と南瀬高駅及び 渡瀬駅にて接続	③
	みやま市	(3) 高田・瀬高線(江浦・浜 田・大江経由)①	JR渡瀬駅	堀切	みやま市役所	往 14.3km 復 .km	302日	453.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び渡 瀬駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川 線と瀬高駅にて接続	③
	みやま市	(4) 高田・瀬高線(江浦・浜 田・大江経由)②	みやま市役所	山内医院 前	あたご苑	往 10.7km 復 .km	302日	453.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	③
	みやま市	(5) 高田・瀬高線(国道209 号経由)	新船小屋	道の駅み やま	ヨコクラ病院前	往 16.2km 復 .km	302日	1,560.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び南 瀬高駅、渡瀬駅にて接続、堀川バスの 瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	③
	みやま市	(6) 山川・瀬高線①	市立図書館	山川げん きかん、 JR瀬高駅	真弓公民館	往 16.3km 復 .km	302日	1,359.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(7) 山川・瀬高線②	バイオマスセンター	JR瀬高 駅、みやま 市役所	市立図書館	往 16.3km 復 .km	302日	151.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(8) 山川・瀬高線③	JR瀬高駅	市役所山 川支所	真弓公民館	往 12.7km 復 .km	302日	151.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(9) 高田南部・西部線(循 環)	あたご苑	西鉄開駅	あたご苑	循環 30.3km .km	302日	604.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続、西日本鉄道の天神大牟田線と開駅 及び江の浦駅にて接続にて接続	③
	みやま市	(10) 山川・高田線(亀谷・竹 飯経由)	山川げんきかん	西竹飯、あ たご苑	JR渡瀬駅	往 17.3km 復 .km	302日	906.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
みやま市	みやま市	(11) 山川・高田線(田浦・田尻経由)①	JR渡瀬駅	あたご苑	山川げんきかん	往復 15.3km .km	302日	755.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接続	③
	みやま市	(12) 山川・高田線(田浦・田尻経由)②	山川げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	往復 11.km .km	302日	151.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	みやま市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35,861
交通不便地域等	35,861

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35,861	市内全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和5年6月27日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
みやま市	みやま市	1	高田・瀬高線(江 (3) 浦・浜田・大江経 由)① 他1 系統	小型車両			11	R4.6			一括
	みやま市	2	(5) 高田・瀬高線(国道 209号経由)	小型車両			25	R5.1			一括
	みやま市	3	(6) 山川・瀬高線① 他2 系統	小型車両			25	R5.1			一括
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
みやま市	清水・上庄線	市立図書館	筑後広域公園 プール玄関前	JR瀬高駅	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	瀬高・高田線（太 神・岩田経由）	市立図書館	岩津郵便局前	ヨコクラ病院前	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	高田・瀬高線（江 浦・浜田・大江経 由）①	JR渡瀬駅	堀切	みやま市役所	路線定期	フィーダー補助 車両減価償却費	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	高田・瀬高線（江 浦・浜田・大江経 由）②	みやま市役所	山内医院前	あたご苑	路線定期	フィーダー補助 車両減価償却費	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	高田・瀬高線（国 道209号経由）	新船小屋	道の駅みやま	ヨコクラ病院前	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	山川・瀬高線①	市立図書館	山川げんきかん、 JR瀬高駅	真弓公民館	路線定期	フィーダー補助 車両減価償却費	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	山川・瀬高線②	バイオマスセンター	JR瀬高駅、みや ま市役所	市立図書館	路線定期	フィーダー補助 車両減価償却費	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	山川・瀬高線③	JR瀬高駅	市役所山川支所	真弓公民館	路線定期	フィーダー補助 車両減価償却費	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	高田南部・西部線 （循環）	あたご苑	西鉄開駅	あたご苑	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	高田南部・西部線 （循環）	山川げんきかん	西竹飯、あたご苑	JR渡瀬駅	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	山川・高田線（田 浦・田尻経由）①	JR渡瀬駅	あたご苑	山川げんきかん	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。
みやま市	山川・高田線（田 浦・田尻経由）②	山川げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	路線定期	フィーダー補助	買い物・通院など地域の移動手段として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により、運行を確保・維持する必要がある。

（備考）
・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。